

令和 7 年度清水濠石垣修復工事実施設計業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象位置

本業務の設計対象は清水濠石垣1箇所とする。

詳細は別添位置図のとおり。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和8年3月13日（金）までとする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。

① 下記のいずれかの資格を有する者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋、土質及び基礎、施工計画、施工設備及び積算）
3. R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋、土質及び基礎、施工計画、施工設備及び積算）

② 下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を者とする。

また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

① 下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
2. 技術士（建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋、土質及び基礎、施工計画、施工設備及び積算）
3. R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋、土質及び基礎、施工計画、施工設備及び積算）

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を 2 億円に、契約件数の合計を 5 件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者

の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点	東京都千代田区	緯度	35° 41' 33"	経度	139° 45' 09"
終点	東京都千代田区	緯度	35° 41' 32"	経度	139° 45' 10"

第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は4回以上とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時 2回
- 3) 業務完了時

第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、1回を想定している。

第11条 成果物の提出

- (1) 成果品は、紙媒体及び電子媒体(CD-R、DVD または HDD)で1部提出すること。
- (2) 紙報告書等の仕様

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

【参考】基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

（３）電子データの仕様

- 1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。
- 2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
なお、以下に示すアプリケーションソフト以外を使用する場合は、調査職員と協議すること。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- 3) （２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- 4) 動画の保存ファイル形式は環境省担当官と調整すること。
- 5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

第 12 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 13 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 14 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 15 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 16 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

第 17 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 18 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を東京都庁とする。

なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方に基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

第 19 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする保険に加入しています

第2章 業務内容

第20条 業務の目的

皇居外苑の清水濠の石垣は、平成30年度の調査において孕み出しが大きい区間と判定され、令和6年度の清水濠石垣変位解析等業務では高さ10m以上の地点で孕み出しが確認された。当該箇所は利用者の往来が多い場所であることから、利用者の安全を確保するため、早急な対策が求められている。

本業務は、これらの石垣の修復工事を実施するための実施設計を行うものである。

第21条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるもののほか、調査職員の指示したものとする。

第22条 実施設計

本業務での現況調査、既存の検討を基に、石垣修復の範囲、構造、寸法、仮設計画の再検討及び設計を行うもの。また、これらに係る図面作成及び数量計算、設計書の作成（工事費の算出）、工事施工計画及び設計説明書の作成を行うものとする。

①計画準備

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書1.12の2の定めのほか安全管理についても記載をすること。

また、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

②設計検討（意匠、構造、寸法等の検討）

与条件（石垣の現状、過年度業務・工事の実施状況、各所の施工条件の整理等）の確認及び調査を行うこと。また、調査結果に基づいて石垣の意匠、構造、寸法等を検討する設計検討を行うこと。なお、設計検討にあたっては石垣修復工事の経験を有する専門事業者2者以上並びに史跡調査経験を有する専門事業者もしくは城郭等史跡に係る有識者1名以上からヒアリングを行うこと。専門事業者は調査職員と協議のうえ、決定すること。

清水濠石垣の概要及び設計条件は以下のとおり。

・清水濠石垣

（1）設計対象

石垣修復（別添図面1） 1式

延長（天端部）：約43.2 m

延長（裾部）：約35.3 m

高さ（中央部）：約14.4 m

総面積：約450.1 m²

仮設工事 1 式

(2) 設計条件

1) 構造物用途：擁壁

2) 構造及び建設年代：打込ハギ、布積、布積崩、乱積み 近世

3) 石垣修復：孕みや間詰抜けの顕著な中段より上部（別添図面 2・3）の積みなおしを行う。また、令和 6 年度に検討した積み直し範囲以外でも、必要と判断される場合は、積み直し範囲に含める。

可能な限り既存石垣の石材を活用し、不足する場合は既存石材と同じ種類、産地の石材を使用することを想定。また、構造は現況と同じく、打込ハギの空積みを想定している。その他、現場付近の石垣から想定されるものとして、基礎は直接基礎であり、裏込め等は、最大 3.4m 程度の厚み、小礫と玉石の互層状、玉石層が水平方向の排水性を高めた構造となっている。業務にあたっては、調査職員と調整のうえ、既存構造の見直しも含めて検討すること。

4) 仮設工事：復旧作業は石垣の上下両方から行う計画とし、下部は都道 401 号麴町竹平線から清水門前園路を經由、上部は代官町通りから北の丸公園主園路を通過する経路を利用する。工事用ヤードは下部を清水門前園路、上部を北の丸公園駐車場内に設置する。資材や台船の吊り下ろしには清水門前園路および北の丸公園広場に 65t ラフタークレーンを配置し、必要に応じて地盤調査等を実施する。さらに、石垣全面に仮設足場を設置し、復旧工程に合わせて位置・高さを適宜変更し、一部は台船上にも設置する。

5) 進入経路：石垣の下部は 401 号麴町竹平線（都道）から清水門前の園路を利用する。石垣の上部は代官町通りから北の丸公園主園路に入り、科学技術館の脇を通過する幅員 6.0m の園路を利用する。

③実施設計図の作成

設計検討を基に事業実施に必要な配置図、平面図、撤去図、修復設計図、標準構造図、仮設計画図等を作成すること。作成する図面は調査職員と協議し決定すること。

④数量計算書

工事費算出のため、完成した実施設計図から数量根拠図を含む数量計算書を作成すること。

⑤設計書の作成（工事費の算出）

数量計算書を基に、工事費算出のための設計積算書を作成すること。設計書の作成に使用する積算基準は「自然公園等積算基準（自然公園編）」及び「土木工事標準積算基準書」を基本とし、その他の基準については調査職員と調整のうえ適用すること。物価資料及び見積もりによる歩掛、単価の取得や採用方法については、調査職員と調整のうえ決定すること。

なお、設計書の作成においては、工事に付随する石垣写真測量、文化財調査及び報告書作成等に係る費用も計上すること。

⑥工事施工計画の作成

経済性、施工性、環境面を考慮しながら工事施工計画を検討すること。また、石垣修復工事の経験を有する専門事業者２者以上からヒアリングを行い、ヒアリング結果を踏まえて施工計画作成すること。

⑦設計説明書の作成

②設計検討を基に検討結果を整理し、設計説明書を作成すること。また、工事実施に必要な特記仕様書及び概略工事工程表の作成を行うこと。

⑧照査

実施設計図、実施設計説明書、数量計算書、工事費算出書等の成果物について適正であるか照査すること。本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

⑨協議用資料の作成

本設計を基に実施する工事は、文化財保護法の許可等、関係機関との協議が必要となる。これらの協議及び事前調整に必要な図面等の資料作成を適宜実施すること。

第 3 章 その他

第 23 条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は、以下のとおりとする。

年度	図書名	備考
平成 30 年度	皇居外苑石垣緊急調査業務報告書	CAD 及び PDF データ
令和 2 年度	皇居外苑石垣修復設計検討業務	CAD 及び PDF データ
令和 5 年度	皇居外苑清水濠石垣測量解析業務	CAD 及び PDF データ
令和 6 年度	皇居外苑清水濠石垣変位解析等業務	CAD 及び PDF データ

※その他必要に応じて、過年度業務・工事の資料を貸与する。

第 24 条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第 25 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第 26 条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第 27 条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

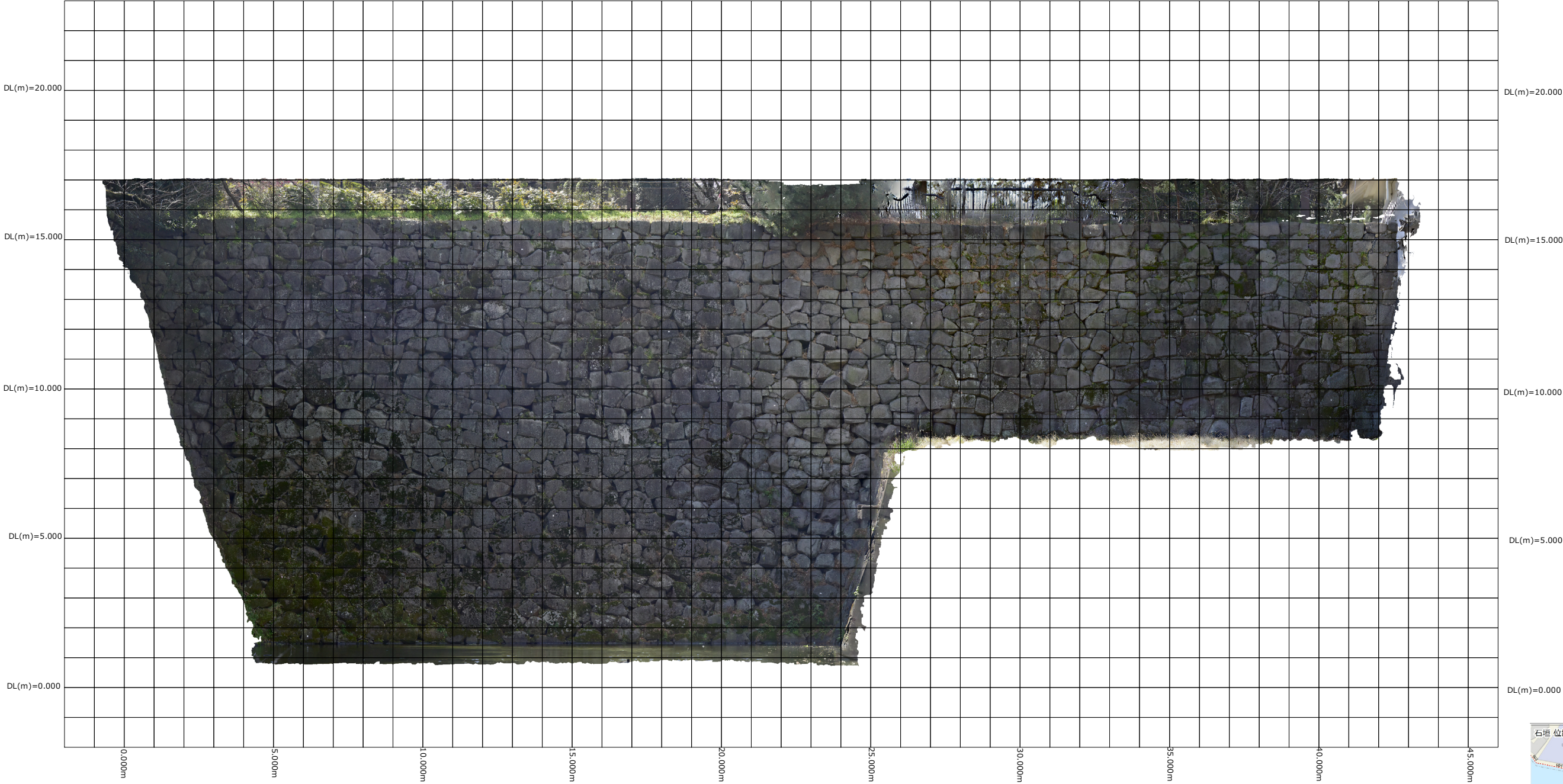
第 28 条 その他

業務の実施に当たっては、皇居外苑工事作業心得を遵守すること。

位置図



別添図面 1



別添図面 2

皇居外苑石垣緊急調査業務 清水濠石垣No.083 石垣カルテ

天端部破損状況

- | | |
|-------------|----|
| ① 緩み | なし |
| ② 割れ | なし |
| ③ 表面劣化 | なし |
| ④ 抜け落ち | あり |
| ⑤ 孕み出し(局所) | なし |
| ⑥ 孕み・抜け落ち | なし |
| ⑦ 前倒れ | なし |
| ⑧ 孕み出し(広範囲) | なし |
| ⑨ 崩れ | なし |
| ⑩ 樹木 | なし |
| ⑪ 天端部の沈下 | なし |
| ⑫ その他 | なし |

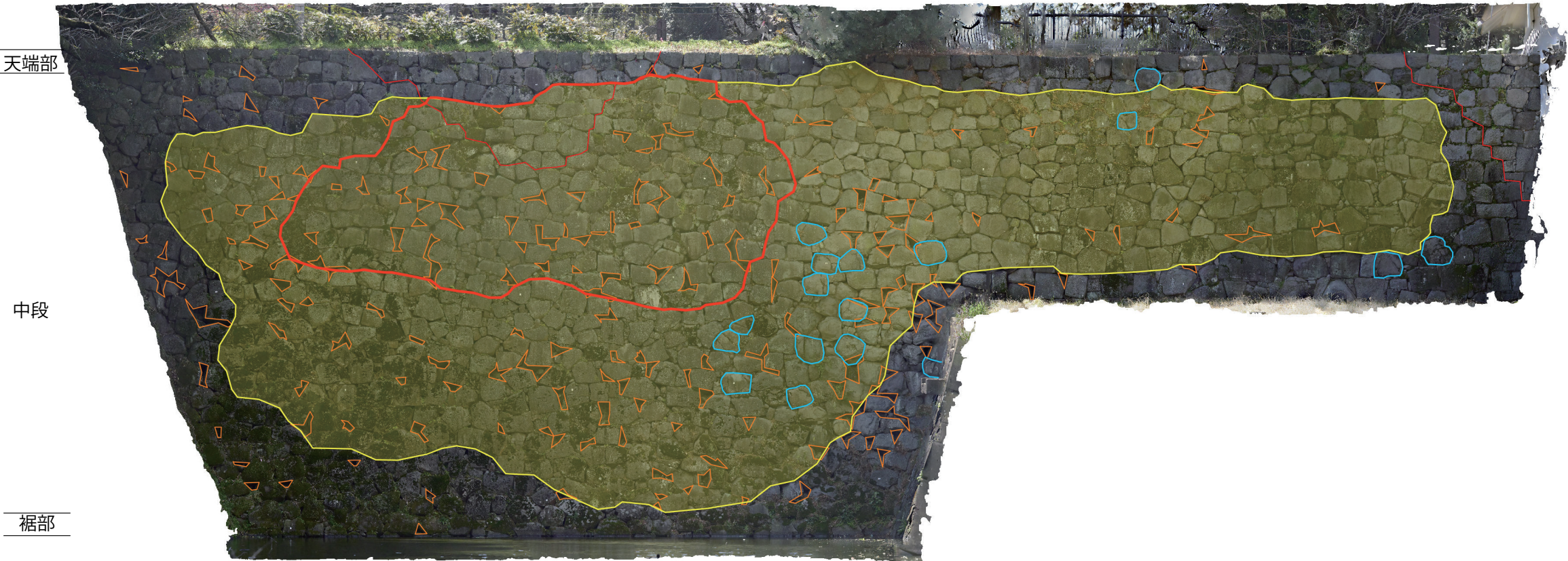
中段破損状況

- | | |
|-------------|---------|
| ① 緩み | あり |
| ② 割れ | なし |
| ③ 表面劣化 | なし |
| ④ 抜け落ち | あり(築石部) |
| ⑤ 孕み出し(局所) | なし |
| ⑥ 孕み・抜け落ち | なし |
| ⑦ 前倒れ | なし |
| ⑧ 孕み出し(広範囲) | あり(築石部) |
| ⑨ 崩れ | なし |
| ⑩ 樹木 | なし |
| ⑪ その他 | あり(築石部) |

裾部破損状況

- | | |
|-------------|---------|
| ① 緩み | なし |
| ② 割れ | なし |
| ③ 表面劣化 | なし |
| ④ 抜け落ち | あり(築石部) |
| ⑤ 孕み出し(局所) | なし |
| ⑥ 孕み・抜け落ち | なし |
| ⑦ 前倒れ | なし |
| ⑧ 孕み出し(広範囲) | あり(築石部) |
| ⑨ 崩れ | なし |
| ⑩ 樹木 | なし |
| ⑪ 前面土砂の堆積 | なし |
| ⑫ 立地地盤の異常 | なし |
| ⑬ その他 | なし |

- | | |
|-------------|-------------|
| <div></div> | 孕み出し範囲(孕み強) |
| <div></div> | 孕み出し範囲(孕み弱) |
| <div></div> | 比熱範囲 |
| <div></div> | 割れ・表面劣化 |
| <div></div> | 抜け落ち |
| <div></div> | 突出 |
| <div></div> | 凹み |
| <div></div> | 目地 |



隅角部破損状況観察事項

右隅角には、顕著な変状は認められない。
左隅の中段から裾部、間詰石抜け落ちが認められる。

築石部破損状況観察事項

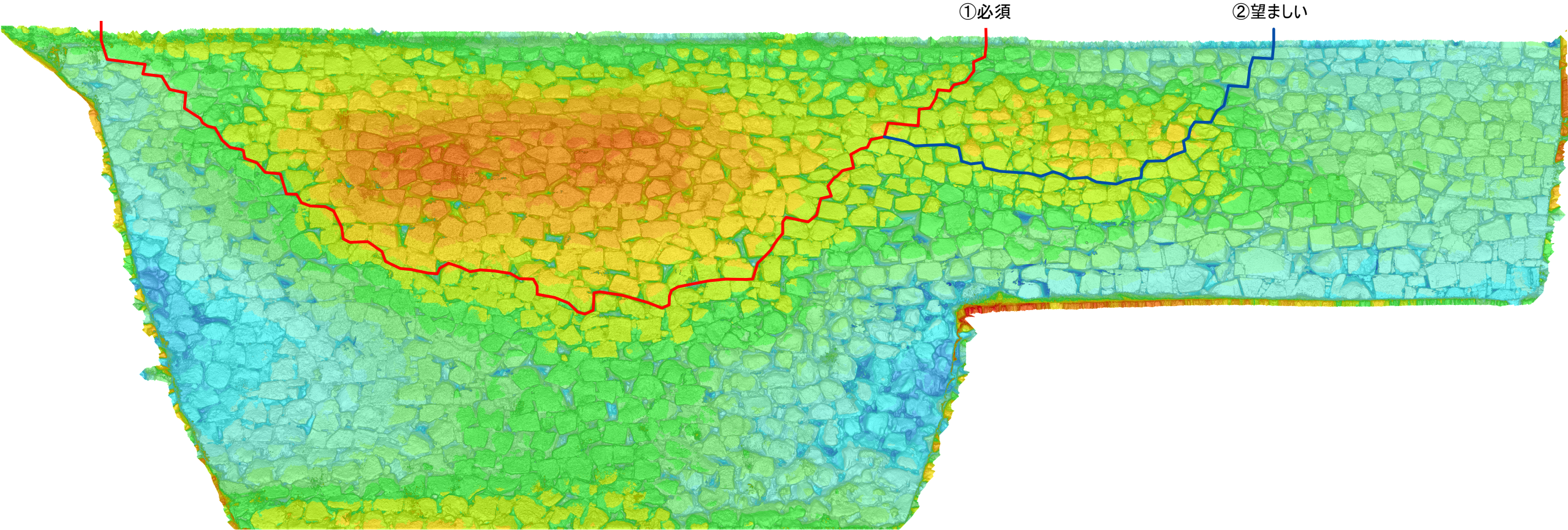
広い範囲で弱い孕み出しが見られる。濠側中段上部は孕み出しが強い。
右側は、天端部から中段に間詰石抜け落ちが認められる。
濠内では天端部～裾部まで間詰石の抜け落ちが認められる。

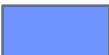
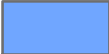
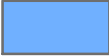
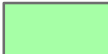
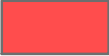
破損状況変形の観察

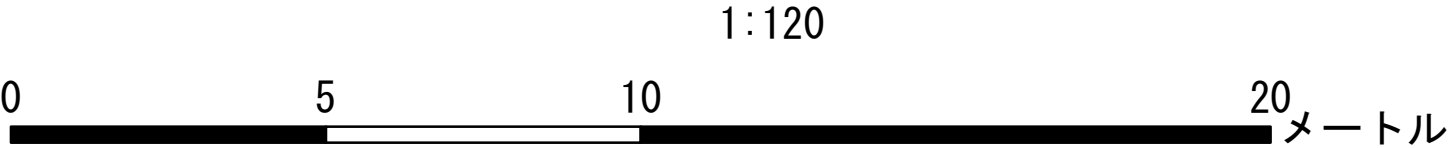
築石部中段に築石の亀裂が認められる。

別添図面 3
石垣No.83 積み直し範囲の検討

業務名	令和6年度皇居外苑清水濠石垣変位解析等業務		
図面名	積み直し範囲検討図		
計測日	2024年2月27日		
石垣番号	83	縮尺	1/120 (A3)



凡例			
基準断面からの 孕み出し量 (m)			
	-1.9 - -1.8		-1.5 - -1.4
	-1.8 - -1.7		-1.4 - -1.3
	-1.7 - -1.6		-1.3 - -1.2
	-1.6 - -1.5		-1.2 - -1.1
			-1.1 - -1.0
			-1.0 - -0.9
			-0.9 - -0.8
			-0.8 - -0.7
			-0.7 - -0.6
			-0.6 - -0.5
			-0.5 - -0.4
			-0.4 - -0.3
			-0.3 - -0.2
			-0.2 - -0.1
			-0.1 - 0.0
			0.0 - 0.1
			0.1 - 0.2
			0.2 - 0.3
			0.3 - 0.4
			0.4 - 0.5
			0.5 - 0.6
			0.6 - 0.7
			0.7 - 0.8



※基準断面：天端から裾部を結んだ線